

【お知らせ】 戦略人事カンファレンス2013 -グローバル競争に打ち勝つ人材マネジメント-

Contents

- 【 お知らせ 】 戦略人事カンファレンス 2013 開催のお知らせ
- 【 労務コンプライアンス自主点検 】 #17 書類の保存

お知らせ

戦略人事カンファレンス 2013 開催のお知らせ

現在、経済のグローバル化、就業形態の多様化等に伴い、各企業における人事戦略の重要性が増し、また、どのような人事戦略を行うかが、今後の企業の成長に大きな影響を及ぼすものとなっております。

そこで、EPコンサルティングサービスでは、2013（平成25）年8月29日に『戦略人事カンファレンス2013「グローバル競争に打ち勝つ人材マネジメント」』と題し、ソフィアコンサルティング株式会社、株式会社ビジネスブレイン太田昭和との三社共催によるセミナーを開催いたします。グローバル競争を勝ち抜くために日本企業の強みを積極的に打ち出し、日本企業の独自の価値を高めるために取り組むべき戦略からそのための仕組づくり、さらには労務戦略までをテーマとしています。

当セミナーの第3部におきまして、弊社コンサルタントより『グローバル時代を生き抜く労務戦略』とのテーマのもと、①労務戦略とは？、②日本企業が抱える労務リスク、③労務リスクマネジメント（メンタルヘルス対策、ダイバーシティ対策等）、についてお伝えいたします。

社員の高いモチベーションを醸成することは、企業の継続的な成長を支えるための重要な要素の1つになっており、そのためには、労働環境のトレンドに対する企業のリスクヘッジ及びコミュニケーションに関する取り組みが必要不可欠となっております。

当セミナーにおきましては、これらを『労務戦略』と定義し、メンタルヘルスやダイバーシティ等の企業が抱える課題についてのマネジメント方法について、具体的に解説いたします。

開催日時等の詳細は、下記の通りとなっております。多くの方のご参加をお待ちしております。

.....

【 日 時 】 2013(平成25)年8月29日(木) 13:30~17:00

【 会 場 】 株式会社ビジネスブレイン太田昭和
東京都港区西新橋1-2-9 日比谷セントラルビル 21F デモルーム
(最寄駅：三田線 内幸町 A8 番出口 徒歩1分)

【 対 象 】 経営層、人事総務部門の責任者・企画担当者、事業部長、経営企画部門の責任者等

【 費 用 】 無料

【 定 員 】 30名(定員になり次第締め切らせて頂きます。)

【 締 切 】 2013(平成25)年8月28日(水)まで

【お申込み】 右記弊社ホームページよりお申し込みください。<http://www.epcsoutsourcing.com/>

【お問合せ先】 株式会社EPコンサルティングサービス 大隅 Tel: 03-4577-1700 (代表)

Social Insurance Consulting Firm EOS
Firm News Vol.48 August'13**労務コンプライアンス自主点検****#17 書類の保存**

今回は、第17回目として、労働基準法上の「書類の保存」に関する自主点検です。
早速ですが、御社の状況に照らし合わせて、下記1から4を確認してみてください。

(チェック項目 ○×△)

	チェック項目	○×△
1.	労働基準法上の書類の保存期間を把握している	
2.	電子磁気媒体で保存が認められている方法を把握している。	
3.	労働基準法に定められた書類の保存ができています。	
4.	必要な書類の確認及び提出できるように、情報が整理されている。	

上記のうち、1つでも「△」又は「×」が付いた場合には、注意が必要です。

今回の自主点検のテーマである「書類の保存」については労働基準法 109 条において「使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を 3 年間保存しなければならない。」と罰則付きで規定しています。条文にある「その他労働関係に関する重要な書類」とは、出勤簿やタイムカード等の記録、労働基準法の規定に基づく労使協定及び各種許認可書等が該当するとされております。また、残業命令書や労働者が自ら労働時間を記録した報告書なども含まれるとされています。

次に、これらの書類に関する保存期間の起算日ですが、労働基準法施行規則 56 条において、以下の通り規定されております。

- ① 労働者名簿：労働者の死亡、退職又は解雇の日
- ② 賃金台帳：最後の記入日
- ③ 雇入れ又は退職に関する書類：労働者の退職又は死亡の日
- ④ 災害補償に関する書類：災害補償が終わった日
- ⑤ 賃金その他労働関係に関する重要な書類：その完結の日

労働基準法上、3 年間の保存義務が課せられている書類につきましては、書面での保存の他、下記の要件を満たす場合につきましては、電子媒体での保存であっても、法律に違反しないものとされております (平 8.6.27 基発 411 号)。

- ① 画像情報の安全性が確保されていること
- ② 画像情報を正確に記録し、かつ、長期間にわたって復元できること
- ③ 労働基準監督官の臨検時等、保存文書の閲覧、提出等が必要とされる場合に、直ちに必要事項が明らかにされ、かつ、写しを提出し得るシステムとなっていること

本紙に関するお問合せ、人事労務に関するご相談等は、下記までご連絡ください。

社会保険労務士法人 EOS

東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5 階

TEL: 03-4577-1849 FAX: 03-4577-1898 E-mail: accounting@epcs.co.jp

<http://www.epcs.co.jp/>

アウトソーシングサービス Web サイト: <http://www.epcsoutsourcing.com/>

Social Insurance Consulting Firm EOS

Firm News Vol.48-2

～ We are always at your side ～